

〈第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画の変更について〉

1 概要

令和8年度からの乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の給付化（地域子ども・子育て支援事業の枠組みから外れる）に伴い、子ども・子育て支援事業計画の策定に係る基本指針が改正され、下記内容が計画に記載をしなければならない基本的記載事項（必須記載事項）とされました。

- ①乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること
- ②乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること

以上の改正に伴う、当市の子ども・子育て支援事業計画の変更内容は、以下のとおりです。

- ①従来、地域子ども・子育て支援事業に記載をしていた内容（現状と課題、提供区域、量の見込み（需要）・確保方策（供給体制）・実施時期）を独立して記載する
※課題のみ追記し、その他の記載内容については変更なし
- ②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用している児童が、継続して教育・保育施設を利用できるように市が支援することを明文化する

2 主な変更箇所

（1）計画8ページ

乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）の現状と課題を独立して記載

（2）計画20ページ

乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）の提供区域を独立して記載

（3）計画26ページ

乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）の量の見込み（需要）・確保方策（供給体制）・実施時期を独立して記載

（4）計画38ページ

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を追記

3 その他変更箇所

(1) 計画12ページ

「幼稚園での預かり保育状況」を「幼稚園等での預かり保育状況」に修正して記載
※30ページの記載内容に合わせるため

(2) 計画15ページ

⑮妊婦等包括相談支援事業の「実施します」を「実施しています」に修正して記載